

返戻金制度について

【返戻金制度に関する事項】

当社の紹介により就職した者が、入社辞退や自己意思都合により短期退職した場合、又は本人の責に帰する事由により解雇された場合、受領した紹介手数料から次の割合で計算された金額を求人者に返戻する制度です。

- | | | |
|------------------|-----|--------|
| ①入社後1か月未満で退職した場合 | 90% | に相当する額 |
| ②入社後3か月未満で退職した場合 | 50% | に相当する額 |
| ③入社後6か月未満で退職した場合 | 10% | に相当する額 |

但し、当社紹介に就職した者に対する労働条件が、雇用契約内容を著しく異なることに起因する退職はこの返戻金制度を適用しません。

許可番号 29ーユー300179

マスオグローバル人財センター